

大和高田市妊婦歯科健診実施要領

令和6年3月29日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第13条に基づき実施する妊婦歯科健診（以下「歯科健診」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 歯科健診の対象となる者（以下「対象者」という。）は、歯科健診を受診する時点で市内に住所を有する者であって、法第15条の規定による妊娠の届出を行い、母子健康手帳の交付を受けている妊婦とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要であると認めたときは、母子健康手帳の交付を受けていない妊婦を対象者としてすることができる。

(健診内容)

第3条 歯科健診の実施にあたっては、大和高田市歯科検（健）診票（様式第1号。以下「検（健）診票」という。）を使用し、歯科健診の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 口腔内検査（歯の状況、歯肉組織の状況、口腔内清掃状態、その他）
- (3) 検査結果の判定
- (4) 前号の判定に基づく健診結果説明及び歯科保健指導

(委託歯科医療機関)

第4条 歯科健診の実施歯科医療機関は、市長が委託した歯科医療機関（以下「委託歯科医療機関（協力歯科医療機関）」という。）とする。

(受診券の交付)

第5条 市長は、妊娠の届出時（他の市町村長に当該届出をした後に市内に転入した者にあつては、大和高田市妊婦健康診査費助成券交付時）に受診券（様式第2号）を交付するものとする。

2 受診券に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 妊婦の氏名
- (2) 妊婦の生年月日
- (3) 妊婦の住所
- (4) 受診券の発券番号

(受診の方法等)

第6条 対象者は、委託歯科医療機関（協力歯科医療機関）に受診券及び母子健康手帳を提出し、歯科健診を受けるものとする。

2 歯科健診の受診回数は、1回の妊娠につき1回とし、歯科健診の期間は、受診券の交付の日から出産の日（出産予定日を含む。）までとする。

(自己負担額)

第7条 歯科健診を受診した者が負担する費用は無料とする。ただし、次の各号

に定める場合はこの限りではない。

- (1) 歯科健診の結果、治療が必要となり、別に治療を受ける場合
- (2) 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)以外で歯科健診を受診した場合
- (3) 前条第2項に定める歯科健診の期間以外に受診した場合
- (4) 大和高田市歯周病検診実施要領(令和6年3月29日市長決裁)に定める歯周病検診を受診した者が、歯周病検診を受診した年度に歯科健診を受診した場合

(受診券の譲渡等の禁止)

第8条 対象者は、受診券を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供してはならない。

(市の責務)

第9条 市長は、受診券を交付するにあたり、妊婦に対して歯科健診の目的及び利用の方法等を説明するものとする。

2 市長は、歯科健診を受けた者において、精密検査又は治療を行う必要があるときは、委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)と連携して、必要に応じて保健指導を行う等適切な対応を取るものとする。

(委託医療機関の責務)

第10条 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)は、歯科健診の結果を検(健)診票及び母子健康手帳に記載するものとする。

2 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)は、歯科健診を受けようとする者が第2条に定める対象者であることを、本人確認書類(運転免許証等)の提示を求め等の方法により確認しなければならない。

3 委託歯科医療機関(協力歯科医療機関)は、歯科健診を受けた者に対して、歯科健診の結果を速やかに告知するとともに、精密検査又は治療を行う必要がある場合は、適切な勧奨を行うものとする。

(みなし規定)

第11条 歯周病検診受診者に対象者がいたときは、歯科健診を受けたものとみなす。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。